

令和5年3月29日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

総務委員長 高 谷 真一郎

総務委員会審査報告書

本委員会に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

○ 委員会開会月日

- (1) 令和5年2月8日
- (2) 令和5年3月7日
- (3) 令和5年3月29日

○ 付託案件及び審査のてんまつ

1 議案第13号 令和4年度三鷹市一般会計補正予算（第9号）

この議案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17億9,231万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ817億1,175万9,000円とするとともに、繰越明許費及び債務負担行為の補正を行うため、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・当初予算を上回る市税収入を見込むこととした理由と基金積立ての基本的考え方等について
- ・市民センターの非常用発電機設備改修の繰越に係る設備の耐用年数と改修前に災害が発生した場合の対応等について
- ・三鷹市福祉Laboどんぐり山の指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定に係る各年度の指定管理料見込みと使用料の収入先等について
- ・三鷹市地球温暖化対策実行計画（第4期計画）の第1次改定の繰越に係る計画

策定支援業務委託料への影響の有無、ふじみ衛生組合負担金に係る分賦金減少分の取扱い等について

- ・牟礼地区生活道路緊急安全対策事業の繰越に係る歩行者の安全確保の考え方、宮下橋架替事業の繰越に係る工期全体への影響、国立天文台と連携したまちづくりの推進に係る土地利用基本構想策定支援業務委託料が増となる理由等について
- ・三鷹市川上郷自然の村中央監視盤交換工事の繰越に係る部品調達時期の見込みと施設利用への影響等について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・令和4年度基金運用計画
- ・市民センターの非常用発電機設備改修の繰越について
- ・三鷹市福祉Laboどんぐり山の指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定について
- ・三鷹市地球温暖化対策実行計画（第4期計画）の第1次改定の繰越について
- ・ふじみ衛生組合負担金について
- ・牟礼地区生活道路緊急安全対策事業の繰越について（市道第172号線（三鷹台団地通り）歩道設置工事）
- ・宮下橋架替事業の繰越について
- ・国立天文台と連携したまちづくりの推進について
- ・三鷹市川上郷自然の村中央監視盤交換工事の繰越について

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、討論に入りましたが、その過程で大要次のような意見が述べられました。

〔反対討論〕

(1) 野村羊子委員（いのちが大事）

半導体不足等による部品調達の遅れは、世界的な傾向の中でやむを得ない状況にあることは理解する。今後も継続していくことが考えられることから、補正予算対応ではなく、当初から納品時期を踏まえ発注時期や工期の検討をすべきである。

旧どんぐり山施設は、困窮する高齢者、施設に入れない高齢者の実情に合わせた事業、民間では行うことのできない市の責務を果たすための事業を行うべきで

あるとして設置条例に反対した。指定管理の在り方としても、使用料、利用料収入は市の歳入とすることも、本来の指定管理の在り方ではないと考える。したがって、今回の指定管理の指定に伴う債務負担行為は納得できるものではない。

国立天文台の土地利用基本構想の策定延長に関わる繰越明許も課題がある。当初からこの事業への検討が不十分な中で動き出したため、予定を変更せざるを得なくなったものである。市民の声等で自然環境調査や遺跡試掘調査を優先することは一定の評価はするものの、当初の計画の進め方として市民に納得が得られるよう慎重に検討、検証しておくべきであった。

以上を指摘して、本補正予算に反対する。

以上の討論の後、議案第13号について採決いたしました結果、本件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 議案第6号 三鷹市手数料条例の一部を改正する条例

この議案は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正を踏まえ、低炭素建築物新築等計画の認定の申請等について、共同住宅等の住戸単位での認定制度の廃止に伴い、手数料の規定を削除するとともに、誘導仕様基準の新設に伴い、手数料を定めるほか、自動交付機のサービス終了に伴い、規定を整備するため、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・低炭素建築物新築等計画認定等の制度改正による市民への影響と手数料額の考え方等について
- ・低炭素建築物新築等計画認定等の制度改正による本市業務への影響と認定申請数の見込み等について
- ・低炭素建築物新築等計画認定等の制度改正が省エネ対策の加速化等に及ぼす効果と今後の制度改正の見込み等について
- ・多機能端末機による交付手数料を時限的に引き下げることとした理由と引下げの期間を令和7年3月31日までとした理由及び本市歳入への影響等について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・三鷹市手数料条例の一部を改正する条例について
- ・改正する手数料表

- ・三鷹市手数料条例（平成12年三鷹市条例第18号）新旧対照表（別表第2（抜粋））
- ・議案第6号 三鷹市手数料条例の一部を改正する条例のあらまし
- ・三鷹市手数料条例（平成12年三鷹市条例第18号）新旧対照表

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、討論に入りましたが、その過程で大要次のような意見が述べられました。

〔反対討論〕

(1) 野村羊子委員（いのちが大事）

本条例改正のうち、証明書自動交付機のサービス終了に伴いコンビニ交付での手数料を100円ずつ引き下げる改正について、反対の立場で討論する。

自動交付機のサービス終了は12月28日であるのに、6月1日から先行して引き下げるのはコンビニ交付の便利さを実感してもらうためであり、その間に個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを取得してもらうためであるとの答弁があった。個人番号カードはあくまで任意の取得である。

また、値下げの時期が2025年3月31日までなのは、個人番号カードと健康保険証との一体化がなされ、個人番号カードの交付、所持が進んでいるだろうからの答弁があった。図らずも自動交付機のサービス終了は、個人番号カード所持推進のためであり、夜間・休日しか時間の取れない市民に対する個人番号カード取得の強制につながるものだという点を露呈しており、重大な問題である。

2022年12月現在の数字では、自動交付機で発行できる証明書類のうち、自動交付機での交付が約40%、窓口での交付が約40%、個人番号カードを使用しているコンビニ交付が約20%である。約8万枚の証明書発行についての代替がコンビニ交付だけなのはお粗末でしかない。窓口での混雑緩和については、郵送交付とクレジットカード収納を案内するだけで、混雑の中、市民が我慢を強いられることへの対応についてそれ以上の言及がないことは、市民サービス提供の上で問題である。

さらに、自動交付機を供給している事業者は現在ほかにも存在しており、他の自治体で活用されている実績があるにもかかわらず、それを真剣に検討しておらず、ほかのところでの質疑にもまともに答弁しなかったのは看過できない問題である。

9万人の市民カード兼印鑑登録証を所持している市民の不利益変更であり、個人番号カード推進のためのコンビニ交付手数料一時引下げに反対する。

〔賛成討論〕

(1) 栗原けんじ委員（日本共産党三鷹市議会議員団）

証明書のコンビニ交付の手数料の時限的割引について、マイナンバーカードの普及、取得誘導に利用する目的で行うことには同意できないが、保守サポートの終了に伴う自動交付機の稼働停止、証明書発行停止を市民に知らせる目的で、自動交付機の停止前の令和5年6月から、自動交付機証明書発行停止後一定期間、令和7年3月まで手数料を割引することは、市民の不利益を十分に補うものではないが、一部不利益を緩和することにつながるものとして賛成する。

自動交付機が使えなくなることから、コンビニ交付だけでなく、行政窓口での手数料の引下げも検討し実施することを求め、賛成討論とする。

以上の討論の後、議案第6号について採決いたしました結果、本件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

3 所管事務の調査について

I C T ・ D X（デジタルトランスフォーメーション）・地方分権・危機管理と市民サービスに関すること

本件については、なお調査の必要がありますので、議会閉会中の継続審査の議決をお願いいたします。